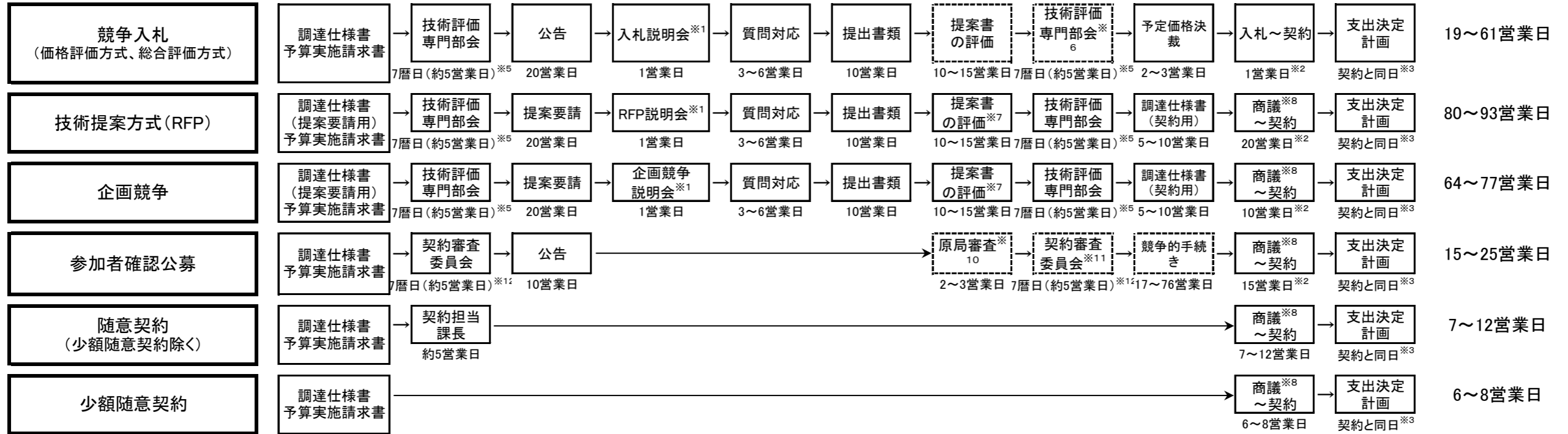


# リードタイム



※1 仕様が明確なものについては、説明会は不要。

※2 5億円を超える契約の場合は、契約担当課長決裁後、契約部付参事の照査、契約部長決裁が必要となるため、契約締結までこの他に約5営業日要する。なお、契約締結後は、監事の照査が必要。

※3 納入品が複数の場合は、契約額が決定次第、契約担当者は速やかに仮入力(契約差額の迅速な利活用のため)し、納入価格内訳書が提出され次第、正式な金額に変更する。

※5 技術評価専門部会の開催は2週に1回(エントリーは開催日の1週間前まで)であり、事業所毎に開催日が異なるため、各担当契約課又は契約部HPで確認する。

※6 事前審査において、不合格者が出た場合、または仕様(機能)確認書に対する審査の結果、不合格となった場合のみ付議する。不合格者が出る場合を想定し、技術評価専門部会の開催日を考慮して入札スケジュールを組む必要がある。

※7 提案書の内容について確認を行うことを目的にプレゼンテーション必要に応じて開催する。

※8 外注見積書(100万円超の外注がある場合)、見積書への代表者印の押印等を確認する。

※10 契約予定相手方以外から参加意思表示があった場合のみ、原局で審査する。

※11 契約予定相手方以外から参加意思表示があり、原局審査の結果、応募要件を満たしていない場合のみ付議する。契約審査委員会付議の結果、応募要件を満たしていると判断された場合は、競争的手続き(入札、RFP、企画競争)に移行する。

※12 契約審査委員会の開催は1週に1回(エントリーは開催日の1週間前まで)のため、契約部HPで確認する。